

定例教育委員会

議案

議案第23号

坂井市幼児教育指針(案)について

坂井市幼児教育指針(案)について、次のとおり承認を求める。

平成25年12月25日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

【坂井市幼児教育指針】

元気いっぱい
笑顔いっぱい
やさしさいっぱい
坂井っ子

平成25年12月

坂井市・坂井市教育委員会

目 次

I	坂井市幼児教育の基本的な考え方	
1	幼児教育課程の経緯と基本的な考え方	1
2	基本理念	1
3	基本方針	2
4	地域の実態	2
5	保育・教育の目標	3
II	保育のねらい	
1	養護に関わるねらい	3
2	教育に關わるねらい	4
III	健康及び安全	
1	子どもの健康支援	5
2	環境及び衛生管理並びに安全管理	6
3	食育の推進	6
IV	保護者に対する支援	
1	保護者に対する支援の基本	7
2	地域における子育て支援	7
V	小学校との連携	7

I 坂井市幼児教育の基本的な考え方

1 幼児教育課程の経緯と基本的な考え方

幼保一元化の主な背景として、①核家族化の進展や共稼ぎ世帯の増加等により、要保育児童数は増加しているものの、公立幼稚園の中に単学級、少人数の園があること、②幼稚園、保育所の施設の老朽化、③幼稚園での3歳児就園、保育ニーズの高まり、預かり保育の時間延長等が挙げられる。

このような状況の中、幼稚園と保育所における幼児教育の一元的推進と利用者ニーズの多様化等から幼保一元化が必要になってきている。

また、平成18年度に新制度として、幼稚園と保育所の両機能を併せ持つ「認定こども園」がスタートしており、坂井市でも子育ての支援体制の強化、幼児教育と保育のスムーズな連携、公共経営の効率化を行うことが急務となっている。

そこで坂井市では、坂井市総合計画、坂井市教育振興基本計画及び坂井市行政改革大綱で幼保一元化の必要性を唱え、幼児教育・保育検討委員会を始めとし、幼稚園運営検討ワーキング会議、公立保育所民営化検討委員会、幼保一元化プロジェクトチーム及び福祉保健部と教育委員会事務局との検討会において様々な検討を行ってきた。

これらの検討を踏まえ、平成26年4月の幼保一元化の開始に向け、坂井市において一貫した幼児教育を行うため「坂井市幼児教育指針」を策定した。

今後、この幼児教育指針を基準として、各幼稚園・保育所において様々に展開し、坂井市の幼児教育のさらなる充実を図っていくものである。

2 基本理念

乳幼児期は、生涯における人間形成の基礎を培う極めて重要な時期である。保育は、何をおいてもまず、幼児の最善の利益を考慮し、養護と教育が一体となって行われるべきものである。

幼児期の教育の重要性については、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法で示されているとおり、幼児期にふさわしい教育を幼児期らしいやり方で行うことであり、小学校以降の教育さらには生涯発達の基礎となるべきものである。

幼児教育を充実させていく為に・・・

(1) 発達や学びの連續性をふまえる

乳児期から幼児期、幼児期から児童期への発達の流れに対応し、その連續性を確保しながら教育を展開し、幼児の発達や学びの連續性を確保する。

保育所や幼稚園と小学校の教育を円滑に行うため、子どもの育ちと学びに連

続性とつながりを持たせる。

(2) 保育所や幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性をふまえる

家庭と保育所・幼稚園とが相互に連携し合い、幼児教育の理解を深め、幼児が、家族や人を思いやる心や生活習慣、さらには集団生活での規律を身に付ける。

(3) 子育ての支援と預かり保育の充実

保育所や幼稚園の機能を活かして、子どものよりよい育ちを実現する子育て支援を行う。

(4) 特別支援教育の充実

子どもたちが生き生きと豊かに生活していくために、発達のできる限り早期より支援していくことで、その後の発達の効果が期待できるよう理解を深めていく。そのため様々な角度からの協力体制をつくりながら、計画的、組織的に取り組んでいく。

3 基本方針

幼児教育は3つの基本を守って進めていく。

(1) 主体性を促す

主体性を促し、幼児期にふさわしい生活ができるよう、保育者は幼児の情緒の安定を心掛け、環境を確保し信頼関係を築いていく。

(2) 遊びを通した指導を行う

幼児の遊びとは自発的な活動であり、遊びを創造し、同じ年代の子どもと協力しながら創意工夫をして成り立つものである。そのため、保育者は、遊びの中に教育内容のいろいろな項目を含ませ、それらを全体と融合させて意味のあるものにしていく。

(3) 多様な発達に合わせた援助

保育者は、子ども一人一人の独自の発達の道筋に応じながら、少しづつ先に進めるよう援助していく。

4 地域の実態

坂井市の人口も全国に倣って減少してきているが、核家族化の進展による祖父母との同居の減少、女性の社会進出による就労率の上昇や就労形態の多様化が進み、乳児の頃から長時間保育を希望する家庭が多くなっている。

しかし、坂井市では保育所・幼稚園の校区制はなく、市内のどの保育所・幼稚園にも入所・入園希望が可能となっている。そのため、希望する保育所・幼稚園に入れなくても、他の保育所・幼稚園へはほぼ入ることができ、今のところ待機児童はない。

5 保育・教育の目標

- (1) 乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を育む重要な時期である。このことから、保育所・幼保園では、子どもが現在最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指し保育・教育を実施する。
- ① 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
 - ② 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
 - ③ 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
 - ④ 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
 - ⑤ 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
 - ⑥ 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- (2) 保育所・幼保園では、子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所・幼保園の特性や保育者の専門性を生かして、その援助に当っていく。
- (3) 目指す子ども像
【元気いっぱい 笑顔いっぱい やさしさいっぱい 坂井っ子】
一人一人の乳幼児が、今をよりよく幸せに生きていけるよう、家庭や地域社会と協力し「元気いっぱい 笑顔いっぱい やさしさいっぱいの坂井っ子」を育てていく。

II 保育のねらい

1 養護に関わるねらい

(1) 生命の保持

① ねらい

- (7) 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- (イ) 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- (ウ) 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- (エ) 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

(2) 情緒の安定

①ねらい

- (ア) 一人一人の子どもが、安定感を持って過ごせるようにする。
- (イ) 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようになる。
- (ウ) 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- (エ) 一人一人の子どもの心身の疲れが癒されるようにする。

2 教育に関わるねらい

(1) 健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

①ねらい

- (ア) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (イ) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (ウ) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

(2) 人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

①ねらい

- (ア) 保育所生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- (イ) 身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼関係を持つ。
- (ウ) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

(3) 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

①ねらい

- (ア) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。
- (イ) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- (ウ) 身近な物事を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

(4) 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力

を養う。

①ねらい

- (ア) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (イ) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (ウ) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士等や友達と心を通わせる。

(5) 表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

①ねらい

- (ア) いろいろな物の美しさに対する豊かな感性を持つ。
- (イ) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- (ウ) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

III 健康及び安全

1 子どもの健康支援

(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

- ① 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて隨時、把握する。
- ② 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図る。
- ③ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市や関係機関と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「要保護児童対策地域協議会」という。）で検討するなど適切な対応を図る。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市又は児童相談所に通告し、適切な対応を図る。

(2) 疾病等への対応

- ① 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行う。
- ② 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、

必要に応じて嘱託医、市、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。

- ③ 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしておくこと。

2 環境及び衛生管理並びに安全管理

(1) 環境及び衛生管理

- ① 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努める。
- ② 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようになるとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努める。

(2) 事故防止及び安全対策

- ① 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行う。
- ② 災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。また、子どもの精神保健面における対応に留意する。

3 食育の推進

保育所・幼保園における食育は、健康な生活を基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目指として、次の事項に留意して実施する。

- (1) 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べる 것을楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものである。
- (2) 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努める。
- (3) 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮する。
- (4) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応する。

IV 保護者に対する支援

1 保護者に対する支援の基本

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する。
- (2) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する。
- (3) 保育に関する知識や技術などの保育者の専門性や、子どもの集団が常に存在する環境など、保育所・幼保園の特性を生かす。
- (4) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援する。
- (5) 子育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重する。
- (6) 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意する。
- (7) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図る。

2 地域における子育て支援

保育所・幼保園は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該施設の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うように努める。

- (1) 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）
- (2) 子育て等に関する相談や援助の実施
- (3) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進
- (4) 地域の子育て支援に関する情報の提供

V 小学校との連携

平成20年3月に改定された保育所保育指針、幼稚園教育要領及び小学校学習指導要領では、保育所・幼稚園と小学校との子どもの発達と学びの連続性・一貫性を考慮した教育の必要性が示された。

これにより、家庭から保育所・幼稚園へ、そして小学校へと続く大きな一貫した流れの中で、一人一人の子どもたちが「生きる力」を育み、人格の完成を目指すという共通の目的・目標の下、その土台となる幼児期の保育・教育と児童期の教育に携わる者同士が連携することの重要性がさらに注目されている。

このような状況の中、福井県でもすべての子どもたちの就学を迎える適切な環境づくりが自覚的に進められるよう、「新たな保幼小連携＝保幼小間のカリキュラム（スタート・アプローチカリキュラム）の接続」に着手することとなった。

坂井市においても、保育所・幼稚園と小学校の間にさらなる連携を図りながら、子どもたちの健やかな成長にとって大変重要な、一人一人の子どもの発育段階に応じた連続的な保育・教育を行っていきたい。

議案第24号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成25年12月25日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫